

政府実行計画に基づく各府省庁実施計画（案）について

1. 背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、政府は、地球温暖化対策計画に即して、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）を策定することとされている。
- 2021 年 10 月、新たな政府実行計画を閣議決定した。この中で、
 - ・ 2013 年度を基準年として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減することを目標とした。
 - ・ また、各府省庁は組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画を盛り込んだ自ら実行する措置を定めた実施計画を策定するとともに、地球温暖化対策推進本部幹事会において、各府省庁の 2030 年度の削減目標が政府全体の目標達成に向け適切なものであるかどうかを確認することとしている。

2. 各府省庁の実施計画（案）の確認結果

- 各府省庁の実施計画（案）の 2030 年度の温室効果ガスの削減目標は、2013 年度比で 50%以上（※）であり、政府全体の目標達成に向け適切なものと評価される。（別紙参照）
※デジタル庁は 2021 年 9 月に設置されたため、今後、年度排出量を把握した上で、2023 年度早期に目標を設定するものとする。

3. 今後のスケジュール

- 今後、各府省庁にて速やかに実施計画決定の手续をとり、6 月中旬を目途に、環境省のホームページにて一括して公表する。

(参考) 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）（抄）

第三 政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標

政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、各府省庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

政府の船舶・航空機の使用に伴う排出及び福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行うとともに、温室効果ガスの総排出量以外の評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。

第四 措置の内容

6 関係府省ごとの実施計画の策定

- (1) 各府省庁は、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定する。
- (2)・(3) (略)
- (4) 各府省庁は、(2)に掲げた取組その他の取組の徹底を目標とすることによって、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて率先して導入することを通じ社会全体への普及を牽引する役割を果たす。このため、2013年度を基準として、政府全体で温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを踏まえ、2030年度の削減目標を府省庁ごとに設定することとする。各府省庁が設定した目標については、政府全体の目標達成に向け適切なものであるかどうかを、地球温暖化対策推進本部幹事会において確認する。
- (5)・(6) (略)

各府省庁の2030年度の温室効果ガス削減目標について

| 府省庁名 | 2030年度の削減目標 (%) | 基準年度 (2013年度) 排出量 (トンCO2/年) | 目標年度 (2030年度) 排出量(注1) (トンCO2/年) |
|-------------|--------------------|--------------------------------------|--|
| 内閣官房(注2) | | | |
| 内閣法制局 | -50% | 260 | 130 |
| 人事院 | -50% | 1,549 | 774 |
| 内閣府(注2) | -50%以上 | 42,533 | 21,267以下 |
| 宮内庁 | -50% | 5,401 | 2,700 |
| 公正取引委員会(注3) | -50% | 1,180 | 590 |
| 警察庁(注3) | -50% | 32,499 | 16,250 |
| 金融庁(注3) | -50% | 3,546 | 1,773 |
| 消費者庁(注3) | -50% | 387 | 193 |
| デジタル庁(注4) | | | |
| 復興庁(注3) | -50% | 414 | 207 |
| 総務省 | -50% | 13,310 | 6,655 |
| 法務省 | -50% | 273,107 | 136,553 |
| 外務省 | -50% | 4,860 | 2,430 |
| 財務省 | -50%以上 | 95,957 | 47,979以下 |
| 文部科学省(注3) | -50% | 6,799 | 3,400 |
| 厚生労働省 | -50% | 89,848 | 44,924 |
| 農林水産省 | -50%以上 | 45,477 | 22,738以下 |
| 経済産業省 | -50% | 15,430 | 7,715 |
| 国土交通省(注3) | -50%以上 | 331,292 | 165,646以下 |
| 環境省 | -88%以上 | 8,270 | 992以下 |
| 防衛省(注3) | -50% | 1,353,127 | 676,563 |
| 会計検査院(注3、5) | -50% | 3,689 | 1,845 |
| 合計(注6) | -50%以上 | 2,202,568 | 1,098,141以下 |

注1 各府省庁の目標年度の排出量は、基準年度の排出量を基に、各府省庁の2030年度の削減目標(%)が最低限達成されたと仮定して環境省において計算したものであり、各府省庁の実施計画中の温室効果ガス排出削減計画の値とは異なることがある。

注2 内閣官房及び内閣府は、この2つの機関を合わせたの目標を設定している。

注3 当該府省庁が作成した実施計画における温室効果ガス削減計画において、電気の排出係数は基礎排出係数を使用しており、基準年度及び目標年度の排出量データは基礎排出係数を使用した数値に基づいている。(その他の府省庁は調整後排出係数を使用した数値に基づいている。)

注4 デジタル庁は2021年9月に発足したため、今後、年度排出量を把握した上で、2023年度早期に目標を設定するものとする。

注5 会計検査院は、憲法上の独立機関であるため実施計画の策定対象外であるが、これまでの取扱いと同様、政府実行計画に参加している。

注6 合計値は、温室効果ガス削減計画において電気の排出係数に基礎排出係数を使用している府省庁を含め、調整後排出係数を用いた場合の排出量に統一している。2030年度の削減目標は、基準年度及び目標年度の排出量合計値より算出している。